

明治期司法権力の社会運動抑圧取締（2）

荻野 富士夫

目 次

はじめに

I 明治前半期の司法的弾圧

- 1 国事犯犯罪の断罪
- 2 民権運動の司法的弾圧
- 3 1890年代の司法権力（以上、前号掲載）

II 初期社会主義運動の司法的弾圧

- 1 兇徒聚衆罪から騒擾罪へ
- 2 社会主義運動の「裁判攻め」
- 3 「大逆」事件裁判

おわりに

（以上、本号）

II 初期社会主義運動の司法的弾圧

1 兇徒聚衆罪から騒擾罪へ

1900年という年は、司法権力の抑圧取締という面からみた場合、二つの意味で重要である。一つは、足尾鉍毒問題に関わる川俣事件が刑法の兇徒聚衆罪の適用を受けること、もう一つは治安警察法の制定である。

まず前者から。1890年代後半、その適用をみなかった兇徒聚衆罪が1900年2月の川俣事件を契機に再び積極的に活用されはじめる。農民一揆的な「兇徒聚衆」から「騒擾罪」的な規定への転換、つまり「兇徒」に指導されたわけではない群衆の暴動が犯罪対象となってきたのである。

すでに「明治二十三年改正刑法草案」において「兇徒嘯衆ノ罪」は「暴動ノ

罪」へとかえられようとしていたし、当時の刑法学説においても「騒擾罪」的解釈が主流になってきていた。その傾向は刑法審査委員会などの議を経て、第一五議會（1901年2月）に提出された刑法改正案の該当部分にもあらわれた。前回改正案の「暴動ノ罪」は「多衆聚合ノ罪」に変更されたものの、条文は「何等ノ目的ヲ問ハス之ヲ達スル為メ多衆聚合シ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者¹⁾」を処罰対象とするように、きわめて広範な運動の抑圧がめざされようとした。「兇徒」の存在は必要条件でなくなり、多衆聚合については「何等ノ目的ヲ問ハス」、暴行・脅迫の行為が認定されれば、処断が可能となろうとした。この段階で刑法の改正は実現しないが（つづく第一六議會にも「多衆聚合ノ罪」などを含む刑法改正案を提出するが、審議未了となる）、「騒擾罪」的解釈はもはや決定的となり、実際の裁判過程でも適用されるようになる。その第一弾が川俣事件となったわけである。

川俣事件勃発の当日（2月13日）、早くも館林警察署は前橋地裁検事宛の兇徒聚衆罪違反の告発書を作成し、翌14日、検事は同罪違反で予審を請求、これを受けて予審判事は事件現場などの検証をおこなうなど精力的に取調べを進め、7月9日には予審が終結し、兇徒聚衆罪で51人が公判に付されることになった。その後の裁判の経過は、第一審の前橋地裁では兇徒聚衆罪の適用を受けず、官吏抗拒罪の適用を受け、第二審の東京控訴院では官吏抗拒罪も成立せず、治安警察法違反などが一部に適用されるにとどまった。ところが、上告審の大審院では一転して兇徒聚衆罪の成立を認め、第二審の判決を破棄して宮城控訴院に移送した（宮城控訴院では公訴不受理となる）。大審院判決の兇徒聚衆罪の把握の仕方はつぎのようなものである（1902年5月）。

兇徒聚衆罪ハ多衆カ其共同ノ意志ヲ以テ暴動行為ヲ為スニ依リテ成立スルモノナレハ暴動ヲ為サントスル多衆ノ意志ハ必ラスシモ其集合ノ初ニ於テ存在スルコトヲ要セス多衆カ暴動ヲ為スノ目的ヲ以テ集合シタルニアラス又タ集合当時ニ於テ多衆間ニ何等暴動ヲ為スノ意思ナシトスルモ其後ニ至リ其間ニ暴動ノ意志ヲ生シ共同シ

1) 『刑法沿革総覧』179頁

テ暴動ヲ為シタルトキハ兇徒聚衆罪ハ完全ニ成立スヘシ随テ其根原ニ於テ平穩ナル多衆ノ集合ト雖モ多衆ノ意志如何ニ依リ何時ニテモ兇徒聚衆ニ変スルコトヲ得ヘク又其集合カ挙テ兇徒聚衆ニ変セサルモ其一部人士ノ間ニ暴動ノ意志ヲ生シ現ニ暴動ヲ為シタルトキハ其暴動ニ干与シタル者等ノ間ニ於テ兇徒聚衆罪ノ成立スルコトヲ妨ケサルモノトス故ニ多数ノ人カ現ニ暴動ヲ為シタル場合ニ暴動ニ干与シタル者カ多衆ニシテ其間ニ意志ノ合同アルニ於テハ兇徒聚衆罪ハ完全ニ成立スヘク多衆間ニ暴動ノ予謀アリタルヤ否ヤ暴動ノ意志ハ多衆集合ノ初メヨリ存在セシヤ否ヤ暴動ニ干与シタルモノハ集合シタルモノ、全部ナルヤ若クハ其一部ナルヤハ毫モ犯罪ノ成立ニ影響ヲ及ホスコトナシトス²⁾

ここにおいて、「其根原ニ於テ平穩ナル多衆ノ集合」がいつでも「兇徒聚衆」にかわりうるという取締観が成立し、暴動時における「意志ノ合同」が認定された場合、兇徒聚衆罪が成立する。この判決の意義については、「兇徒聚衆罪の騒擾罪化が確立したとみることができる³⁾」という小田中聡樹氏の評価に私は何も付け加えることはない。

この川俣事件への適用を境に、堰を切ったかのように労働争議、小作争議、都市民衆騒擾事件に兇徒聚衆罪は適用されていく。1904年5月の「多衆ノ小作人ヲ嘯衆シテ村落ヲ騒擾シ暴動ヲ為スニ至ラシメタルトキハ縦令其目的ハ地主ヲシテ小作米ノ減額ヲ承諾セシムルニ在ルモ相手方タル地主ニ対シ暴行脅迫ヲ為スニ止マラス村落ノ静謐ヲ害シタルモノナレハ刑法第一三七条前段ノ犯罪ヲ構成ス⁴⁾」（大審院判決）という小作争議への適用では「村落ノ静謐」が前面にでていたが、次第に兇徒聚衆罪の適用の範囲は拡張され、現刑法の騒擾罪に引きつがれていく。たとえば、1907年2月の大審院判決では「暴動ヲ為スノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯衆シ其共同力ニ依リ暴行ヲ為シタル以上ハ一私人ニ対スルモノト雖モ亦兇徒聚衆罪ノ成立ヲ妨ケス⁵⁾」とあるように、一私人に対するものでもその適用を認める。さらに翌08年4月の足尾暴動事件の南助松らに対する

2) 『日本政治裁判史録』（「明治・後」所収） 327頁

3) 小田中聡樹「足尾鉍毒兇徒嘯衆事件」同前 314頁

4) 『大審院判決録』第10輯 1225頁

5) 同前 第13輯 236頁

大審院判決では「首魁ノ有無ニ拘ハラズ総テ之ヲ処罰スルノ法意ナリ⁶⁾」として、首魁者や教唆者の存在がなくとも、兇徒聚衆罪の成立を認定する。すでにこの段階で施行を目前とした現刑法では、兇徒聚衆罪は判例に合わせるかのよ
うに騒擾罪へと実質的にかえられていたのである。

つぎに治安警察法の制定であるが、その起草過程や第一四議会における審議過程の主役は内務省側にあり、史料的には司法省の表立った動きはみられない。もちろん重要治安立法であるから両省の緊密な折衝はなされたはずだが、安寧秩序紊乱の結社の禁止権を内務大臣がもつほか、政事結社の届出や集会・多衆運動の届出は管轄警察署に事前になされなければならなかったし、集会への臨監や中止・解散権を警察官が行使できるなど、治安警察法で違反とされるものは行政処分によることが圧倒的に多く、したがってその運用は内務省の手に握られていたのである⁷⁾。そして、労働争議・小作争議を対象に設けられた第一七条においても、それらへの威嚇的規定となったものの、当時の労働運動がすでに退潮気味になりかけていたこともあり、しばらく司法処分の数はあまり多くなかった。

2 社会主義運動の「裁判攻め」

1901年5月、社会民主党は結党直後に治安警察法第八条により禁止されたが、結党の宣言書を掲載した諸新聞も新聞紙条例違反で告発され、そのうち唯一の地方紙であった『新総房』（千葉県）は大審院において最初の有罪が確定した（1901年11月）。「該記事が社会の秩序を壊乱するものなることは記事自体に徴して認むるを得るを以て特に社会の秩序を壊乱すべき記事たることの理由を説明するの要なし⁸⁾」という紋切型の判決が「社会主義に関する事件に於て日本

6) 同前 第14輯 396頁

7) 治安警察法制定に関する問題には、小著『特高警察体制史』（せきた書房、1984年）第一章第三節で簡単にふれた。

8) 幸徳秋水「民主党事件と大審院」（『万朝報』1901年11月11日）収録の判決文より引用（『幸徳秋水全集』第3巻 356頁）。

の司法権が下したる最初の確定意見⁹⁾」（幸徳秋水）となった。この宣言書掲載に関する第一審裁判では『万朝報』など四新聞一雑誌は無罪となり、千葉地裁における『新総房』裁判だけ有罪となっていたが、ここに大審院の判断が示されたわけである。幸徳秋水は「夫れ斯る理由なき認定を以て、或は理由とするに足らざる理由を以て、其有罪を宣告せられて、而も之を以て「公明」として服従せざる可らずとせば、吾人国民たるものは、豈に能く其冤枉を伸べ、其権利を保持して以て文明進歩の利益徳沢に浴するを得んや¹⁰⁾」と痛烈に批判した。

翌1902年3月には、やはり社会民主党の宣言書を掲載したことで告発されていた『報知新聞』に対する大審院の確定判決があり、そこではさきの『新総房』に対する紋切型判決とうってかわり、「民主々義ト云ヒ階級制度ヲ全廃スルト云ヒ或ハ財富ノ分配ヲ公平ニスルト云フカ如キハ現時ノ制度ヲ破壊スルノ甚シキモノニシテ此等ノ理想ニ基キ政党ヲ組織シ同志ヲ集合スルニ於テハ社会ノ秩序ヲ害スルモノトス¹¹⁾」という社会秩序紊乱の理由が示された。このように大審院の社会主義運動に対する判断が確定すると、初期社会主義運動が新聞雑誌による啓蒙・宣伝に主力を注ぐのに対応し、新聞紙条例を中心とした「裁判攻め」によって、抑圧逼塞化が図られていくことになる。

社会民主党の結社禁止後も、演説会などを通じて確実に進展していた社会主義運動に対して、日露戦争を目前に抑圧取締は一段と厳しくなる。主にそれは、例会・茶話会・演説会の中止・解散、社会主義者への執拗な視察取締など、警察の手によってなされていく。司法権力がこの抑圧取締に加担してくるのは、まず新聞紙条例違反の裁判においてである。警察権による圧迫、ついで司法権による圧迫を、西川光次郎は「所謂治安を維持するに熱心なる、否神経過敏なる政府の、斯く社会主義の勃興し来りしを見て、何んじよう黙して止み得べき、

9) 幸徳「民主党事件と大審院」前掲書 354頁

10) 同前 358頁

11) 『大審院判決録』第3輯 55頁

先づ演説の中止は来れり、解散は来れり而して次に裁判事件の続出を見るに至れり¹²⁾」と述べ、1904年中の件数として週刊『平民新聞』の3回をはじめ、各地の事件も数えて8件をあげている（いずれも新聞紙条例違反）。週刊『平民新聞』の3回とは、第20号の「嗚呼増税」、第52号の「小学校教師に告ぐ」、第53号の「共産党宣言」の訳載で、すべて軽禁錮や罰金などの有罪判決を受けている。「嗚呼増税」における発行兼編輯人堺利彦に対する第一審の判決（1904年4月）の結論部はつぎのようになっている。

将師類に捷を奏するも国民は為めに一粒の米を増せるに非ず武威は四方に輝くも国民は為めに一領の衣を得たるに非ず云々若し如此にして三月を経五月を経夏より秋に至らば一般国民の悲境果して如何なるべき想ふて慈に至れば吾人は実に寒心に堪へずと記するは国民の状態を極めて悲観し国民の志気を沮喪せしめ戦局の困厄を来し国利を害し社会の秩序を乱るものと云ふ可し如斯該記事は絶対に戦争及戦費増税を否認し之を以て吾人国民の組織せる制度の不良なるが為めに来る者なりとし其不良なる制度組織を除去し軍国制度資本制度階級制度を改更し社会主義的制度を実行すべしと論決せり蓋し我帝国の生存と雖国憲に抵触せざる範圍に於て社会主義を主張するは法の問ふ所にあらずと雖も之が為め国利を害すべき言動を為すは法の禁ずる所未段の制度改更の意見の如きは抽象的にして未だ以て朝憲を紊乱するものとは認め難きも斯る理想を貫かんが為め前段説明する如き国利を害し社会の秩序を壊乱すべき事項を新聞に掲載したるは国家生存に危害ありと認め（後略）¹³⁾

「小学校教師に告ぐ」に対する控訴審判決（1905年1月）では、「愛国心を罪惡視し戦捷を侮蔑し以て忠良なる国民の確信を揺撼し其熱誠を冷却せしめんとするもの¹⁴⁾」と、さらに一段と厳しい調子で平民社の活動を糾弾する。先の西川の報告によれば、一般新聞が単に「社会主義拡張の檄」を広告欄に掲載したり、あるいは平民新聞読書会の記事を掲載しただけで有罪（罰金）の判決を受けるなど、警察権・司法権一体となった弾圧は苛酷である。

12) 西川光次郎「日本社会主義一年間の発達」週刊『平民新聞』第59号 1904年12月25日

13) 週刊『平民新聞』所収 第22号 1904年4月10日

14) 同前所収 第63号 1905年1月22日

司法権は時に警察権を上回る苛酷さをみせる。1906年3月の東京市電電車賃値上げ反対運動において、日本社会党の西川や山口義三・大杉栄らを一挙に起訴し、兇徒聚衆事件に仕立てあげたのである。原敬内相が「警察の手にて解散し尚ほ不穩の者十一名拘引したり、検事は兇徒嘯衆として令状を発したり、警察の手配宜しきを得て無事なりし、但単に解散する丈けの意思なりしも検事は直に令状を発して起訴の手續をなしたるなり¹⁵⁾」と「日記」に記すように、検察側の積極姿勢が際立つ。そして、その積極姿勢は公判においても貫かれる。『光』はこの公判の様子を詳細に伝えて、検事の弁論をつぎのように評している。

△検事はドコまでも本件を多数団結の力によるの暴動と観察し、示威運動に随行せし者の中に二三の暴行者が加はりし者と見ず、而して本件を罰せざるべからざるの理由に就て曰く「昨年の暴動依頼何にか問題が起ると多数の力で何んでもしようとする、ソレで本件の如きは罰し、一般を警めたが善いのです」と。

△尚検事の論告中には「権力服従の關係によりて維持さるゝ社会の状態を公安と云ふ」「国民の意志と法律とは全く別もの」などの如き、吾人の記憶せざるべからざる妙説ありたり¹⁶⁾。

「昨年の暴動」とは、1905年9月の日比谷焼打事件（兇徒聚衆事件として起訴）を指すが、「本件の如きは罰し、一般を警めたが善い」という検事の語ったという言葉に、『原敬日記』が明記した検察側の積極姿勢が読みとれる。日比谷焼打事件とは比較にならぬ小規模の騷擾をあえて兇徒聚衆事件として立件したことは、そしてかつて川俣事件などで拡張された兇徒聚衆罪の解釈をさらに拡大して、検察側が「自ら暴動をなさざるも、暴動団体に加担すれば、其団体の目的を知ると否とに關せず、暴動関与として責あり¹⁷⁾」という立場から有罪を主張したことは、都市民衆騷擾的な風潮への一罰百戒的な警告であると

15) 『原敬日記』 1906年3月15日 第2巻 171頁

16) 「兇徒聚衆被告事件公判記（二）」『光』第1巻第16号 1906年7月5日

17) 同前

ともに、社会主義運動への強い危機感があったからである。結局、このあまりにも露骨な抑圧の意図をもった公判の第一審・第二審とも社会党員は無罪となった（差戻し審の宮城控訴院では一転して有罪となる〈後述〉）。

日本社会党の結成を認めるなど、ある程度穏健な方針をとっていた西園寺内閣も、社会党第二回大会を機に、「是レ明カニ現時ノ社会組織ニ対シ根本的ニ破壊ヲ企ツルモノニシテ既ニ国法ノ範圍ヲ逸シタルモノナリ¹⁸⁾」という判断から社会党の結社禁止に転じた（1907年2月）。この取締姿勢の硬化は、石川三四郎が「足尾の暴動は鎮まりましたが、政府の暴動は鎮まらず、『平民新聞』の上に矢つぎ早やに、火花を放射し始めました¹⁹⁾」と評したように、司法権による抑圧の強化へと連動していった。日刊『平民新聞』への弾圧（第28号「日本社会党大会」による発行兼編集人石川三四郎の筆禍、第59号「父母を蹴れ」による山口義三の筆禍、第65号「青年に訴ふ」翻訳による大杉栄の筆禍）があいつぎ、発行禁止にまでおよんだのである。日刊『平民新聞』第62号ではこれを「裁判攻め」とよび、廃刊号（第75号）では「吾人は今の裁判、法律に向かつて何等の信用を有すること能はず、控訴上告の無益なるを知る²⁰⁾」と痛罵している。この「裁判攻め」に関しては、後日、司法当局側からの発言があり、興味深い。1928年9月、司法省開催の思想係検事会同における小山松吉検事総長の講演の一節である。

当時社会党は二月十七日の大会以後禁止せられ平民社の出して居る新聞は毎日極端な事を書く為続々起訴せられて平民社の関係人は多数被告人と為つた、彼等は当時の状態を名付けて、「裁判責め」と言つて居ります。当時検事側では以前から平民新聞の発行禁止を請求したのでありましたが、裁判所側では色々研究の結果でありませう発行禁止を言渡さなかつた。……其の頃は私が地方裁判所検事局に居りまして、丁度四十年の平民社の騒ぎ頃の裁判責め時代は私が次席検事であつたのですが、今言ふ思想係であつて、平民社の事件は全部、其の他の新聞雑誌も全部私が引受け

18) 「日本社会党解散閣議」『原敬関係文書』第8巻 「書類篇5」 285頁

19) 石川三四郎『自叙伝』『石川三四郎著作集』第8巻 180頁

20) 「廃刊の辞」日刊『平民新聞』第75号 1907年4月14日

て捜査と公判に立会しましたが、最後の三月の下旬であつたと思ふのですが、「父母を蹴れ」といふ表題の論文が平民新聞に掲げてあつた……安寧秩序を紊乱するものとしてそれを起訴しまして発行禁止の請求をしたのであります。然るに此度は裁判所は其の発行禁止の請求を容れて発行禁止を言渡しました²¹⁾。

ここで安寧秩序の紊乱が罪に問われているが、その内容は「マルクスの如き国家の観念なきものやクロボトキンの如き爆裂弾を投げたり暗殺をしたりするもの、文章を翻訳して難有がつて居るやうな主義は国家と相容れざるものなり本職は飽くまでも反対せざるを得ず²²⁾」（「父母を蹴れ」事件裁判における小山松吉検事の論告）という陳腐なものにすぎなかった。この論告に対しては花井卓蔵弁護士が「検事の論告は結局社会主義に反対すると仰やるにあれど反対も賛成もそれは御勝手に遊ばせ²³⁾」と皮肉を浴びせかけているが、個々の事件が問われるというより、もはやその後景にある社会主義運動・思想が断罪されようとしたといえる。そうであればこそ、ほとんどの社会主義関係裁判は有罪となり、しかも日刊『平民新聞』が鋭く看破したように、上級審に進むほど、刑罰の認定が重くなる傾向がみられたのである。

日刊『平民新聞』を発行禁止に追いこんだ「裁判攻め」は、後継各紙を容赦なく襲った。新聞紙条例や治安警察法違反を盾に司法処分を強行することは、執筆者や編輯兼発行人を獄に奪ったり、重い罰金を課するなどして、運動の継続を実質的に困難ならしめた。司法権力側のここを先途とした暴発ぶりは、1908年2月の金曜講演会事件の公判における「被告等が平素唱導せる社会主義は現代社会の制度、組織に対し尤も危険なるもの也……治安警察法違反として金刑よりは寧ろ体刑に処せられたし²⁴⁾」という検事の論告（荒畑寒村の要約）に明らかである。

そして、暴発は1908年6月22日の赤旗事件の前後から一段と加速がつく。赤

21) 小山松吉「日本社会主義運動史」（近代日本史料研究会版） 332頁

22) 「『父母を蹴れ』事件公判」日刊『平民新聞』第69号 1907年4月7日

23) 同前

24) 荒畑寒村「東京通信」『熊本評論』第17号 1908年2月20日

旗事件の直前、元老山県有朋は社会主義運動に比較的寛容であった西園寺内閣を「毒殺」するために、社会主義取締の不備を天皇に上奏した。それを受けて折から開催された（6月17日より）司法官会議で裁判官らが謁見した際、「特に侍従長より大審院長及び検事総長に質問あり、横田、松室等奉答したる事²⁵⁾」があった。応答の詳細は不明だが、この「宸襟」を悩ましたこと、さらに西園寺から桂への政権交代による社会主義抑圧取締の硬化を要因に、司法権による社会主義抑圧の度合は一層嚴重なものとなったのである。

前述したように、東京市電電車賃値上げ反対運動で兇徒聚衆罪によって西川らが公判に付された事件は第一審・第二審とも無罪であったが、大審院が検事側の上告を認めた²⁶⁾結果、1908年6月13日の宮城控訴院では一転して有罪となり、7月14日の大審院では上告を棄却して有罪が確定した。この急転回の意味は、つづく赤旗事件の公判で明らかになる。「まあ、二、三カ月、避暑にいったつもりでいるサ²⁷⁾」というつもりで臨んだ公判は、それまでの社会主義裁判の量刑の程度を大幅に上回ることになったのである（大杉〈二年半〉、堺利彦、山川均〈二年〉など）。このような厳刑となった理由は、「被告等は飽くまでも現代の制度と闘ひ、主義を實行せんとするものなれば頗る累犯の危険あり。是を捨て置く時は、現代の社会に一大害毒を流すの恐れあれば、宜しく今に於て嚴罰を加へ法律の許す限りの極刑に処せられん事を希望す²⁸⁾」という検事の論告と求刑を受けて、刑法の官吏抗拒罪（四月以上四年以下の重禁錮）の成立を認めたからである。同時に適用となった治安警察法の第一六条違反の量刑は「一月以下ノ輕禁錮」であり、金曜講演会事件では同法違反で最高刑は堺・大杉らの一月半であったわけだから、それから約半年後の赤旗事件公判の異常さがよくわかる。

「現代の社会に一大害毒を流すの恐れ」とは、従来以上に堺らの社会主義運

25) 『原敬日記』 1908年7月2日 第2巻 310頁

26) このときの裁判長が、のちの「大逆」事件裁判長となる鶴丈一郎である。

27) 荒畑寒村『寒村自伝』『荒畑寒村著作集』第9巻 256頁

28) 『熊本評論』所収 第30号 1908年9月5日

動・思想を裁こうとしたことを意味する。この裁判における「法律は個人の思想を罰する事を得ざるべし、飽まで公平の裁判を望む²⁹⁾」という管野スガの弁論は、「思想裁判」であることを見抜いての発言であった。上級審にいけばさらに量刑が重くなることを警戒してだろう、塚・大杉らは控訴せず、そのまま服罪した。

このように赤旗事件を前後して一段と司法的抑圧は厳しくなり、その勢いはほとんどの社会主義新聞・雑誌をつぶしていった。『東京社会新聞』『熊本評論』は度重なる新聞紙条例違反の末、9月相ついで発行禁止の宣告を受けた。その後も『平民評論』『自由思想』『東北評論』という直接行動派系の機関誌も大部分が司法訴追を受け、いずれも短期間で廃刊に追いこまれた。『世界婦人』も1909年7月、発行禁止処分を受け、廃刊した。さらに司法処分は一般紙の社会主義関係記事にも及んだ。『帝都日出新聞』や『大阪滑稽新聞』などで、たとえば前者では「「家庭破壊論」ト題スル記事ヲ掲ケタルモノ³⁰⁾」により、発行兼編輯人が罰金刑を受けている。

こうして新聞紙条例（1909年5月から新聞紙法）を活用するのに加え、出版法の朝憲紊乱（第二六条）の司法処分が武器に加わった（それまでは安寧秩序妨害〈第一九条〉による発売禁止の行政処分）。おそらくその最初の事例と思われるが、1909年5月30日、内山愚堂は秘密出版『無政府主義道德非認論』（その後『帝国軍人座右之銘』が加わる）によって出版法違反に問われ、11月にはその最高刑である禁錮二年（ほかに爆発物取締罰則違反で懲役一〇年）の判決が下ったのである。

「裁判攻め」の加速化と連動して、司法省は抑圧取締態勢の嚴重化を図る。1909年5月の警察部長会議でおそらく検事総長としてはじめて訓示した松室致は、「司法警察は行政警察の補助に因て犯罪検挙の任務を全ふし又行政警察は司法処分を待て其功績を挙ぐることを得べく二者能く軋轍の關係を保持して以

29) 同前

30) 内務省警保局『社会主義者沿革 第三』『続・現代史資料（1） 社会主義沿革（1）』所収 277頁

て公安秩序の維持に務めざる可らず³¹⁾」と述べて、検察と警察の相互協調の必要性とともに、検察による司法警察の指揮を暗に強調した。ついで同年6月には、検事長・検事正宛に通牒を発し、「重大犯罪又ハ公衆ノ耳目ヲ惹ク犯罪」の報告の遅延を指摘して、敏速な報告を求めている³²⁾。事件処理に対する司法省の指揮監督権の強化を意図したものだらう。このような司法的抑圧の頂点が「大逆」事件となっていくのである。

「大逆」事件捜査・公判の問題点について論じるまえに、この前後におこなわれた刑法改正と新聞紙法制定について簡単にふれておきたい。

第二三議会において成立し、1907年10月1日より施行となった現行刑法が旧刑法と本論の範囲で最も異なるところは、騒擾罪の規定である。すでに川俣事件を機に兇徒聚衆罪の適用が騒擾罪化しつつあり、1901年・02年の両度の改正案のなかでもそのように志向されていたことを指摘したが、いわばそのような傾向に法規を適応させるかたちで、騒擾罪が設定された。「広ク内乱ノ目的ヲ除キ総テ其他ノ目的ヲ以テ多衆聚合ノ暴行又ハ脅迫ヲ為ス場合ニ適応セントスル³³⁾」ことがめざされたわけで、兇徒聚衆罪の無理な拡大解釈はもはや必要ではなくなり、容易に社会運動取締への発動が可能となったのである。議会の審議では、この広範な抑圧取締機能をもつことに対する論議はほとんどなされなかった³⁴⁾。なお、この刑法改正の施行に伴い、従来の「司法警察官執務心得」(1893年制定)にも若干の修正がなされた。第二〇条の司法警察官の報告義務規定に新たに「第八章ノ犯罪」、すなわち「騒擾ノ罪」が加わったのである³⁵⁾。

そのほか不敬罪や内乱罪に多少の修正はあるものの、大きな改正点はない。

31) 司法省『大審院長検事総長訓示演説集』 83頁

32) 「犯罪事件又ハ内外交渉事件迅速報告方ノ件」 1909年6月 法曹会『現行司法例規』 1431頁

33) 『刑法沿革総覧』 2171頁

34) わずかに花井卓蔵が第一〇八条について「何レノ国モ日本ノ如ク、解散命令ヲ受クルト雖モ解散セサルトキハト云フヤウナ慘酷ナ法律ハ設ケテ居リマセヌ」(『刑法改正案審議集』 179頁)と論難して、一部の修正をかちとっている。

35) 「司法警察官執務心得」(1907年改正) 司法省『改正司法例規』 1033頁

議会の審議で内乱罪の死刑規定について国事犯優遇の立場から反対論が提出されたものの、内乱罪の適用が凍結されている現実上では、その論議は大して意味をもっていない。

新聞紙法は第二五議会に議員提出法案として提出され、審議過程で大幅な修正が加えられて成立し、1909年5月から新聞紙条例にかわって施行された。議会の委員会審議には司法省から民刑局長平沼騏一郎と参事官豊島直道が政府委員として加わっているが、政府側の主役は内務省警保局長の有松英義である。本論に関する範囲の問題は論議の俎上にすらのぼっていない。すなわち、安寧秩序紊乱・風俗壊乱（第四一条）、皇室の尊厳冒瀆・政体改変・朝憲紊乱（第四二条）についての司法処分規定は新聞紙条例からほぼそのまま引きつがれており、施行直後から活発に行使される。

この新聞紙法施行に合わせて司法省は「新聞記事掲載差止手続」を訓令し、捜査および予審中の事件に関する新聞報道の地裁・区裁判所検事による差止権、司法警察官に対する指揮監督権、司法大臣への報告などを詳細に規定した³⁶⁾。さらに「新聞紙法違反事件訴追方ノ件」を通牒した。これは「新聞紙ニ関スル犯罪ハ直ニ民心ニ影響ヲ及ボスヲ以テ之ニ対スル訴追モ亦迅速ナルヲ要」すという認識に立って、「所犯六ヶ月以後ニ於テ訴追スルガ如キ取扱³⁷⁾」がないよう敏速な訴追を指示している。

3 「大逆」事件裁判

赤旗事件前後からひとときわ嚴重となった社会主義運動への「裁判攻め」は、1910年の「大逆」事件裁判で頂点に達し、一挙に運動の大部分を壊滅させる。結論的にいえば、「大逆」事件の端緒は高等警察による視察取締にあるものの、その後の取調べから事件の拡大、そして公判の終了に至るまで、主導権は司法

36) 「新聞記事掲載差止手続」 1909年5月6日 『思想事務ニ関スル訓令通牒集』
「思想研究資料特輯」第1号 92頁

37) 「新聞紙法違反事件訴追方ノ件」 1909年5月6日 前掲書 128頁

権力、それも検察権力に握られていたといえる。それは、「内閣の方針も徹底的に取調を為すことに同意し有松警保局長などは捜査本部であつた地方裁判所の検事正室に毎日来て居つた位でありました³⁸⁾」、あるいは「幹部と申しますのは、松室検事総長、平沼大審院次席検事（民刑局長兼任）、東京控訴院の河村検事長、東京の小林検事正でありまして、此の人々が合議の上総ての捜査方針を決めて居られた³⁹⁾」という小山松吉（当時神戸地裁検事正）の発言にうかがえる。では、東京地裁の検事正室を「捜査本部」に、どのように検察側の指揮権が発動されたのだろうか。特徴的なことを三つあげよう。

第一に、全国各地に飛火した事件の取調べを、特に刑法第七三条の特別公判ということもあって、「捜査本部」が直轄的に処理したことである。信州爆裂弾事件の勃発直後、長野地裁検事正から報告を受けた平沼らは、東京地裁の小原直検事を長野地裁検事局に出張させ、宮下太吉らの取調べにあたらせた。新宮の大石誠之助らの取調べには東京地裁の高野兵太郎検事を派遣する。また東京地裁の次席検事当時、社会主義関係裁判を一手に手掛けていた小山松吉を神戸から呼戻し、大審院検事事務取扱として実質的な捜査主任とした。第二の点で述べる事件の拡大にあたっては、紀州派・熊本派・神戸派・大阪派の検挙と取調べに東京の「捜査本部」から小山検事らが派遣され、指揮にあっている。こうして二六人が「大逆」事件の被告に仕立てあげられたのである。

第二に、「捜査本部」内に慎重な意見はあったものの、事件がフレーム・アップされ、一挙に社会主義運動の壊滅が企図されたことである。6月3日、東京地裁の小林芳郎検事正が「今回の陰謀は実に恐る可き者なれども、関係者は只前記七名のみに限られたるものにて、他に一切連累者無き事件なるは、予の確信する処なり⁴⁰⁾」という談話を発表したにもかかわらず、5日に大審院検事局は「当局は一人の無政府主義者無きを世界に誇るに至るまで、あくまでそ

38) 小山松吉「日本社会主義運動史」前掲書 355頁

39) 同前 360頁

40) 『東京朝日新聞』 1910年6月4日 なお、有松英義警保局長もこの時期「検挙されたる被告人は僅々七名に過ぎずして、事件の範囲は極めて狭少なり」（『時事新報』6月5日）と語っている。

の撲滅を期する方針なり⁴¹⁾」という強硬な姿勢を明らかにし、事件は拡大の一途をたどった。刑事訴訟法の規定にそって事件の收拾を図ろうとした小林検事正の意向に反し、松室検事総長・平沼大審院次席検事らは、「不逞の共産主義者を蓋く検挙しよう」と云ふこと⁴²⁾」をめざしたのである。中心人物である幸徳でさえ「証拠は薄弱でありました⁴³⁾」、あるいは大石誠之助に至っては「はつきりしたことはまだ判って居なかつた⁴⁴⁾」という程度で起訴に踏みきることは、当局者の予断と偏見以外の何物でもない。警察当局が詳細に記録した視察名簿や押収した住所録・信書類を活用しながら、新宮・大阪・神戸・熊本・京都・名古屋などの社会主義者の検挙と取調べを指揮し、起訴・不起訴を決定したのは平沼を中心とする検察陣であった。

第三に、取調べ・予審・公判の過程における手続きの問題性である。第一点として指摘したように、検察の第一線に立つ検事は小山松吉が神戸地裁の検事局から、また大田黒英記が横浜地裁検事局から駆りだされていた。さらに「予審は大審院でするのであるが、大審院判事では心もとない。そこで東京地方裁判所長の鈴木喜三郎に通じて、大審院に命令させ、潮恒太郎〈東京地裁判事——引用者注〉を予審判事としてやらした⁴⁵⁾」という平沼の回顧談が物語るように、違法の手続きとはいえなくとも、こうした人事ぶりは事件の処理を優先させた非常事態的な処置である。神崎清氏が鋭く指摘される⁴⁶⁾ように、大審院の特別裁判の開始決定を担当した予審判事の鶴丈一郎らがそのまま特別裁判の裁判官になることは、刑事訴訟法上、大いに疑義のあるところであった。

もっと重要な問題は、しばしば指摘されるように、平沼自身「あんな大事件が十ヶ月で済んでいる⁴⁷⁾」と回想する取調べから公判、刑執行に至る超スピー

41) 『東京朝日新聞』 1910年6月6日

42) 小山「日本社会主義運動史」前掲書 355頁

43) 同前 352頁

44) 同前 356頁

45) 『平沼騏一郎回顧録』 58頁

46) 神崎清『革命伝説』第3巻 256頁

47) 『平沼騏一郎回顧録』 58頁

ドぶり、公判における証人採用の皆無、予審調書のみ証拠能力を認めた判決などであり、これらは事件のフレーム・アップ化を強引に押し進めた。

検察側のこの事件にかける意気込みを、別の角度からみよう。

一つは、事件の捜査過程で数多くの社会主義者を取調べ、不敬罪などを理由に処罰したことである。家宅捜索により日記などを押収され、そのなかの記述が罪に問われた。橋浦時雄・鈴木楯夫らの場合がそれにあたる。もう一つは、一般の言論への締めつけが厳しくなったことである。内務大臣による発売及頒布禁止処分は枚挙にいとまがないが、司法処分も頻発し、その多くが有罪判決を受けた。「日本ノ社会主義ハ貧者ノ救済ヲ図ル重宝ノ主義ナリ云々ノ記事」(茨城『実業新聞』)などという社会主義に擁護的な文章、「「逆徒ノ信書」ト題スル記事」(『大阪毎日新聞』)や「「秋水と親交ある枯川の談話」ト題シタル記事」(岡山『中国民報』)などという事件関係の文章が集中的に摘発の対象となった⁴⁸⁾。

「大逆」事件予審を前にして、検事総長は全国の検事正に通牒を發し、「幸徳伝次郎外二十五名ニ対スル被告事件ノ内容ヲ新聞雑誌及通信ニ掲載スルトキハ、其ノ記事程度ニ依リ新聞紙法第四十二条前段ニ該当スヘキヲ以テ、検事ハ之ヲ起訴スルコトアルヘシ。元来事件ノ如キ場合ニ於テハ、法律上ノ制裁ハ兎ニ角、各位ニ於テモ亦臣民ノ本分トシテ徳義上本件ノ記事ヲ公表スルコトヲ避ケルヘキハ、本職等ノ信シテ疑ハサル所ナリ⁴⁹⁾」という「警告」を發していた。「法律上ノ制裁ハ兎ニ角」として「徳義上」の問題を、「法の番人」の一員である検事総長がもちだすところに、社会主義的言論をこの際一切封じ込めようとする意図が露骨にあらわれている。そして、実際上は「徳義上」だけでなく「法律上ノ制裁」をも容赦なく加えて、「冬の時代」の逼塞状況を導きだしたのである。

こうした検察側の社会主義運動壊滅への弾圧姿勢は、なによりもまず幸徳ら

48) 『社会主義者沿革 第三』前掲書

49) 神崎『革命伝説』第3巻(248頁)より重引。

の取調べ過程、そして公判そのものにあらわれている。検察側の立件の筋書きは、つぎのように幸徳によって暴露されている。

連日の御調べに依て察するに、多数被告は、皆な「幸徳の暴力革命に與せり」といふことで、公判に移されたやうです。私も予審廷に於て、幾回となく暴力革命云々の語で訊問され、革命と暴動との區別を申立てて、文字の訂正を乞ふのに非常に骨が折れました。名目はいづれでも良いではないか、と言はれましたが、多数の被告は、今や此名目の為めに苦しんで居ると思はれます。

私の眼に映じた処では、検事・予審判事は、先づ私の話に「暴力革命」てふ名目を付し、「決死の士」などいふ六ヶしい熟語を案出し、「無政府主義の革命は、皇室をなくすることである。幸徳の計画は、暴力で革命を行ふのである。故に之に與せる者は、大逆罪を行はんとしたものに違ひない」といふ三段論法で、責めつけられたものと思はれます⁵⁰⁾。

検察側の「三段論法」の中核にあるものは、平沼が自ら立っておこなった論告の一節、「被告人無政府共産主義者ニシテ、其信念ヲ遂行スル為大逆罪ヲ謀ル。動機ハ信念ナリ⁵¹⁾」である。この「動機ハ信念ナリ」という断定は、すでに社会主義関係裁判ではこれまでも繰返されていたことであつた。しかも、この「三段論法」と思想断罪の方針は、検察陣にとどまらず、大審院の予審・公判において、鶴丈一郎らの裁判官によってそのまま踏襲された。そうした意味で、「思想裁判」の到達点として、「大逆」事件裁判は位置づけることができる。

「大逆」事件に対する激しい司法攻勢は、前にみたように橋浦時雄らの不敬事件にも派生するが、それ以外にも弾圧第一主義として影響を及ぼした。その好例が、赤羽巖穴の執筆・刊行した『農民の福音』（1910年5月）に対する出版法違反事件である。この裁判は、予審から第一審判決まで二週間余という拙速ぶり、虚偽の発行日記載で罰金刑を課す強引さ（第一審）、著作者・発行者の両方で朝憲紊乱を問う嚴重さ、上級審で刑がより重くなること（各五カ月

50) 幸徳秋水「暴力革命について」神崎清編『新編獄中手記』『大逆事件記録』第1巻所収 39頁

51) 神崎『革命伝説』第3巻(289頁)より重引。

から各一年に)、などの点でこれまでの出版法違反裁判とは異なる、弾圧第一主義の裁判となった。

また、長野県諏訪地方で小池伊一郎らの結成した農民喚醒会が治安警察法違反の秘密結社事件に仕立てあげられ、検挙(1910年6月)から三カ月も経ないで最高禁錮刑八カ月などの判決を受けている(治安警察法の規定では、秘密結社の組織ないし加入は六カ月以上一年以下の禁錮)。「本会ハ共產主義ノ見地ヨリ農民労働者ノ覚醒ヲ促カシ該主義ノ研究及ヒ伝播ヲ以テ目的トス⁵²⁾」という「規則」をもっていたものの、ほとんど実質的活動をなしえなかった農民喚醒会を秘密結社として断罪することは、やはり「大逆」事件検挙・裁判と意図を同じくする弾圧第一主義であった。赤旗事件前後から「裁判攻め」は加速されていたが、それがより苛酷となったのである。この二つの裁判はともに1910年中に判決が下されているが、ある意味で「大逆」事件裁判の露払い的役割をはたしたともいえる。

ところで、「大逆」事件を機に「特高警察」が創出され、視察取締態勢が嚴重化していくのに対し、司法権力側の対応はどうであったのだろうか。事件の衝撃と嚴重な視察取締によって運動が逼塞化した段階では、抑圧取締のために司法機構が新たに強化されることはなかった。しかし、態勢面では、社会主義運動関係の犯罪に対する新たな措置がとられている。1910年7月、「檢察事務ニ関スル犯罪事件ノ報告方ニ付従前特ニ指示セサリシモノニ関シ報告方ノ件」という検事長・検事正宛の司法次官通牒がだされたのである。本論に関わる範囲では、「一、刑法第二編第二章乃至第四章及第八章ノ犯罪」(「内乱ニ関スル罪」「外患ニ関スル罪」「国交ニ関スル罪」「騒擾ノ罪」)「四、治安警察法上ノ犯罪」「八、爆発物ニ関スル犯罪」「十三、社会主義者ノ其主義ニ依ル犯罪⁵³⁾」について、敏速な報告が求められた。「十三、社会主義者ノ其主義ニ依ル犯罪」

52) 『社会主義者沿革 第三』前掲書 267頁 なお、農民喚醒会については松本衛士『長野県初期社会主義運動史』が詳しい。

53) 「檢察事務ニ関スル犯罪事件ノ報告方ニ付従前特ニ指示セサリシモノニ関シ報告方ノ件」 1910年7月 『改正司法例規』 1061頁

などは、すでに上級検事局や司法省への報告が慣例化していたはずだが、おそらくこの段階で正式に規定されたと思われる。さらに1912年3月には、「要報告各種犯罪事件ノ件」として、再度通牒が発せられている。「能ク其事態ノ軽重ヲ甄別シテ報告相成候様」と求められたこの通牒に新たに付加されたのは、「新聞紙出版物ノ朝憲紊乱，秩序壊乱，風俗壊乱ノ記事ニ関スル件」「公衆ノ耳目ヲ惹クベキ各種ノ犯罪⁵⁴⁾」などである。

このようにして、「大逆」事件後の“冬の時代”状況を醸成する司法権力の抑圧態勢は整備されていった。

おわりに

本論が対象とした時期は、特に前半期において、国家統治そのものが相対的危機を内包していたために、その危機を醸成するものとしての反体制運動に対しては、警察権力に劣らず司法権力も容赦ない姿勢で臨んだ。機構的に未整備な段階であることが弾圧に拍車をかけ、ついで近代的法治国家の体裁をとるがゆえに法による厳しい処断という形式をとらせた。その弾圧は、近代的法治体制という本来合理的な性格をもつ存在とは裏腹に、法解釈や立法化のレベルにおいても、恣意的な形をとることが多かった。思想の懸隔による反対者・異端者の断罪が法の名のもとに日常的におこなわれたわけで、抑圧や統制が先行し、機構や機能がそれに対応するように追随したといっても過言でない。しかも、このことは明治期に最も顕著にあらわれたとはいえ、戦前日本の司法権力に通底する特徴でもありうるといえよう。引きつづき、「大逆」事件以後の司法権力を考えるなかでそのことを実証していきたい。

54) 「要報告各種犯罪事件ノ件」 1912年3月4日 『思想事務ニ関スル訓令通牒集』前掲書 10頁